

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿  
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

## 医療崩壊を招かないために国の十分な手立てを求める第3次緊急要請書

2020年8月24日

医療団体連絡会議（医団連）

全国保険医団体連合会	会長	住江 憲勇
全日本民主医療機関連合会	会長	増田 剛
日本医療福祉生活協同組合連合会	会長理事	高橋 淳
新医協（新日本医師協会）	会長	今田 隆一
日本医療労働組合連合会	委員長	森田しのぶ

（公印省略）

新型コロナウイルス感染対策にご尽力いただいていることに対し敬意を表します。

私たちは、民間の医療機関、介護事業所、鍼灸院、医師・歯科医師、医療・介護の労働組合などで組織する団体の連絡会です。この間、4月27日付、5月28日付の二度にわたり、医療・介護現場からの緊急要請書を提出し、政府の対応を求めてまいりました。この間政府も二度にわたる補正予算の中で、私たちの要請にも配慮いただき、対応していただいておりますが、残念ながら医療機関などの差し迫った経営危機は依然として続いております。経営危機に直面して借り入れた金額もかなりの額に上っている医療機関が増えており、このままでは事業継続がままならない状況が迫っています。国民総出で感染症の克服に向かっているときに、その最前線にある医療機関や介護施設が崩壊してしまう事態は何としても避けなければなりません。国及び自治体からのさらなる強力な経済支援が緊急に必要な事態が続いています。そのような認識を共有していただき、医療・介護現場からの緊急要請をあらためてお伝えしますので、速やかにご対応いただくことを切望します。

1. 感染防止対策補助、慰労金の申請受付が始まっていますが、都道府県で支給基準に差異があるなど混乱しています。空床補填については、多くの都道府県で交付の目途さえ立っていません。こうした状況を改善し、速やかに医療機関に支援金が支払われるようにすること。
2. 感染拡大第2波、第3波へも耐えうる医療供給体制の備えをすすめるため、コロナ患者の受け入れの有無にかかわらず4月以降の医療機関の減収を補填するとともに、4月、5月のような医療逼迫となった場合には速やかに前年実績に基づく診療報酬の概算払いを実行すること。
3. コロナ禍の最前線で国民生活を守り維持するために尽力する医療・介護従事者の処遇を国の責任で大幅に引き上げること。そのために必要な財政措置を直ちに講じること。
4. 感染防護具を安定して供給できる体制を確保し、感染防護具の費用負担に対する補償を行うこと。

以上